

管理 No.	H052
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：保健所 保健予防 課
 （ 医療給付 係 / 電話：93-8397 ）

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	入院患者の医療費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	根拠規定条項	第37条の1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日号外法律第114号)
	基準規定条項	第37条の1(第1項・第3項)
	審査基準	<ol style="list-style-type: none"> 市は入院勧告又は入院措置を実施した場合において、当該入院に係る患者又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用を負担する。 1の申請は当該結核患者の居住地を管轄する保健所長を経由して市長に対してしなければならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月1日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	